

鳥取県外国人患者に対する医療提供 体制整備補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出 (令和4年2月28日まで)

- 交付申請は、下記提出先に郵送又は持参してください。
- 申請期間内であっても、申請額が予算額に達した時点で受付を終了します。

2. 交付決定通知到着 (交付申請受付日から原則30日以内)

- ※交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

- ※この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。

- 【事業を変更・中止・廃止したい場合】
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

- ※事業の完了とは:補助対象経費の支払いがすべて完了した日

- ※この補助金においては、完了届の提出は必要ありません。

- 【事業が年度内に終わらない場合】
補助金等進捗状況報告書を下記提出先まで郵送・持参してください。

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から30日以内)

- 実績報告は、下記提出先へ郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

県は実績報告書の提出を受けてから原則20日以内に補助金額を確定し、その旨を補助対象者に通知します。確定通知を受けた補助対象者は、口座振込依頼書を県に提出してください。県は口座振込依頼書の提出を受けた後、速やかに補助対象者の口座に補助金の振込を行います。

資料提出・問い合わせ先

福祉保健部健康医療局医療政策課

鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

0857 - 26 - 7173 iryouseisaku@pref.tottori.lg.jp